

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

長期にわたって、当社の企業価値を守りかつ着実に増大させていくためには、事業発展のみならず、経営の健全性と透明性、環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる経営体制の維持向上並びに明確なガバナンスが確立されていることが必要であります。すなわち、経営に対する株主の監督機能が適切に発揮され、また、執行者による業務執行の過程が透明で合理的・効率的でかつ遵法であることが必要不可欠であり、そのためのコーポレート・ガバナンスの強化は当社にとって、経営の最重要課題のひとつであると認識しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱日立パワーシステムズ(株)	4,131,390	5.93
(株)三菱東京UFJ銀行	2,000,000	2.87
(株)山口銀行	1,764,594	2.53
日機装(株)	1,593,250	2.28
三菱電機(株)	1,431,917	2.05
(株)鶴見製作所	1,335,250	1.91
三菱化工機(株)	1,252,000	1.79
日本マスタートラスト信託銀行(株)信託口	1,248,000	1.79
矢古宇 保	1,223,000	1.75
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)信託口	1,213,000	1.74

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	3月
-----	----

業種	卸売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
---------------------	---------------

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
-------------------	---------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満
-------------------	------------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人から監査計画、結果について報告並びに説明を受け情報の共有に努めるなどして連携を深めております。監査役は内部監査部門に必要な事項を指示することが出来ます。監査役より監査業務に必要な指示を受けた内部監査員は、その指示に関して取締役からの制限を受けないこととなっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
森 好伸	公認会計士									○				
毛野 泰孝	弁護士									○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森 好伸	○	公認会計士 独立役員として指定しております	公認会計士としての実績並びに長年の経験と見識から当社の監査役として適任の人材であると判断しております。 同氏は、経営陣から独立した存在であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたしました。 なお、同氏は当社の株式を保有していることを除き、当社との間には人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。
毛野 泰孝	○	弁護士 独立役員として指定しております	弁護士として企業法務に精通し、法的な見地から監査を行うことが可能であり、当社の社外監査役として適任の人材であると判断しております。 また、同氏は当社の顧問弁護士事務所である三宅・山崎法律事務所に所属する弁護士であります。当社の担当弁護士ではなく、また、同顧問弁護士事務所への年間顧問料は、取引所が定める独立要件のひとつである、多額の金銭にはあたらないことから、同氏は、経営陣から独立した存在であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたしました。 なお、同氏と当社との間には人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。

【独立役員関係】

独立役員の数

2名

その他独立役員に関する事項

当社の業務執行の適法性を保持することのチェック、会計監査人との連携による会計の適法、適正のチェックを行なうこと、並びに取締役会等の場において、客観的な立場から経験を生かした様々な助言を行なっております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

各取締役の報酬の内、賞与および退職金については業績連動制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書・事業報告に全取締役の報酬総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は、基本報酬金額(固定報酬)が決められているほか、業績連動による賞与と退職慰労金とを加算し、決定しております。なお、取締役の退職慰労金については、一定の支給限度額を設定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の開催に際し、資料を配布し事前説明を実施しております。また、監査役は主要な稟議書および重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができます。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は取締役の人数を11名以内とする旨を定款で定めており、現在、取締役会は取締役6名で構成されております。

なお、その任期は、経営責任の明確化と経営環境の変化に迅速に対応するため定款において1年と定めております。

当社は、会社の業務執行に関する基本方針および重要事項を審議決定するために経営会議を設置しております。また、業務執行を行う役員の機能・責任の明確化のため執行役員制度を活用しており、業務執行の迅速化、効率化を図っております。現在執行役員12名(取締役兼務を含む)が選任されております。

当社は監査役会制度を採用しており、監査役会は常勤監査役2名および社外監査役2名の合計4名で構成されております。監査役は取締役会をはじめとする重要な会議に出席して必要に応じて意見を述べるとともに、公認会計士から監査報告を受け、業務および財産の状況調査を行なうことで取締役の職務の遂行を監査します。

また当社の内部監査は社長直轄組織である内部監査室が実施しております。

会計監査人は明光監査法人に依頼し、法令に基づく会計監査を受けております。また、顧問弁護士は1弁護士事務所と顧問契約を結び、必要に応じてアドバイスを受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会は、取締役6名で構成されております。取締役会は原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しております。また、当社の監査役は取締役会に毎回出席するほか、社内の重要会議に出席するなどして、客観的立場で取締役の職務執行を監視します。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	—
集中日を回避した株主総会の設定	—

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算および第2四半期決算発表後、決算説明会を開催	あり
IR資料のホームページ掲載	http://www.seika.com/ir/ 決算短信、有価証券報告書、株主通信等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画本部 企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	—
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境マネジメントシステムISO14001の認証を平成17年6月22日に取得、平成26年6月22日に更新し環境配慮型商品の拡販に努めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、健全な経営と継続的な事業の発展により企業の社会的な責任を果たすため、会社法で定められた業務の適正を確保するための体制を以下の通り整備する。

- 取締役・執行役員および使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - 取締役・執行役員および使用人の事業活動における行動規範としてコンプライアンスマニュアルおよび関連する規定を制定し、社長をはじめとする取締役・執行役員が率先垂範するとともに、使用人への周知と理解の向上を図る。
 - コンプライアンスを推進する部署として、社長直轄の内部監査室を設置し、遵法体制の整備、遵法活動の推進並びに内部監査による評価を行う。また、安全保障輸出管理を適切に実施するための輸出管理委員会を設置する。
 - 取締役・執行役員および使用人のコンプライアンス違反行為が内部通報システムなどにより明らかになった場合には、コンプライアンスマニュアルに基づき、速やかな問題解決および是正を行う。
 - 反社会的な活動や勢力とは対決し、関係を一切持たないことをコンプライアンスマニュアルに定め、接触を受けた場合には弁護士、警察等と連携し、組織的に対応する。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - 取締役の職務の執行に係る上程書、議事録等重要文書は、取締役会規定、経営会議規定および文書管理規定に基づき、適切に保管し、取締役および監査役が常時閲覧できるものとする。
- 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
 - 様々なリスクによる損失の発生およびその拡大を防ぐため、内部統制規定に基づき、情報を共有し、組織の連携によりリスクの分析と管理を行い、モニタリングと内部監査を徹底し、問題発生時の適切な対応と是正を行う。
 - 個別のリスクについては、規定、手順等に基づき、担当部署がリスクを管理する。
 - 全社的なリスクおよび個別のリスクが全社に及ぶ場合については、内部監査室が統括管理する。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 取締役会規定に基づき、取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定および取締役の職務執行の監督等を行う。
 - 業務執行の迅速化を図るため、重要事項の審議および決定を行う経営会議を設置し、原則として毎月2回以上開催する。
 - 取締役会および経営会議にて決定された業務は、機構職制規定および各種業務規定に基づき、執行する。
 - 執行役員制度を活用し、業務執行権限の委譲を進めることにより、取締役会の意思決定機能および監督機能の強化を行い、効率的な経営を推進する。
- 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 関係会社の運営の円滑化および事業推進のため、国内・海外関係会社支援運営規定に基づき、当社および関係会社の責任および権限を明確にする。
 - 関係会社の管理運営を統括する関係会社各所掌を定め、指導、支援を行う。
 - 関係会社は、当社の内部統制の方針に基づき、業務の適正を確保する体制を確立し、これを維持する。
- 監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の独立性に関する事項
 - 監査役を補助すべき使用人が必要な場合は、使用人を設置する。
 - 監査役を補助すべき使用人の人事については、監査役会の同意を得るものとする。
- 監査役への報告体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制
 - 取締役・執行役員および使用人は、会社に重大な損失を与える事項、法令遵守違反および不正を発見した場合は、直ちに監査役会に報告する。また、監査役は、必要に応じて、重要事項等に関する文書の閲覧並びに取締役・執行役員および使用人からの説明を求めることができる。
 - 監査役は、取締役会等重要会議に出席し、経営の意思決定の過程および業務の執行状況等を把握する。
 - 監査役は、代表取締役との定期的な意見交換、会計監査人からの監査内容の報告および内部監査室との連携により、実効的な監査体制の確保および強化に努める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では「コンプライアンスマニュアル」において、市民社会の秩序や安全に対し脅威を与え、経済活動に障害となる反社会的な活動や勢力とは対決し、一切の関係を遮断する旨を明文化しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

—

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

内部統制システムを含むコーポレートガバナンス体制については添付(コーポレート・ガバナンス体制図)のとおりであります。

また、当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりであります。

(1) 会社情報の適時開示判断

会社情報の適時開示については、適時開示規則等に基づき、総務・人事部が中心となり、企画部、業務部、経理部等と連携して、適時開示情報に該当するかを協議し、最終的に情報取扱責任者(管理本部長)が判断しております。

(2) 適時開示情報に係る社内体制

1) 決定事実に関する情報

重要な決定事実については、取締役会もしくは経営会議において決定するほか、必要に応じて臨時取締役会等を開催することにより、迅速な意思決定を行っております。

決定された重要事実については、情報取扱責任者が東京証券取引所の適時開示規則等に基づき、適時開示が必要と判断した場合には、速やかに開示を行っております。

2) 発生事実に関する情報

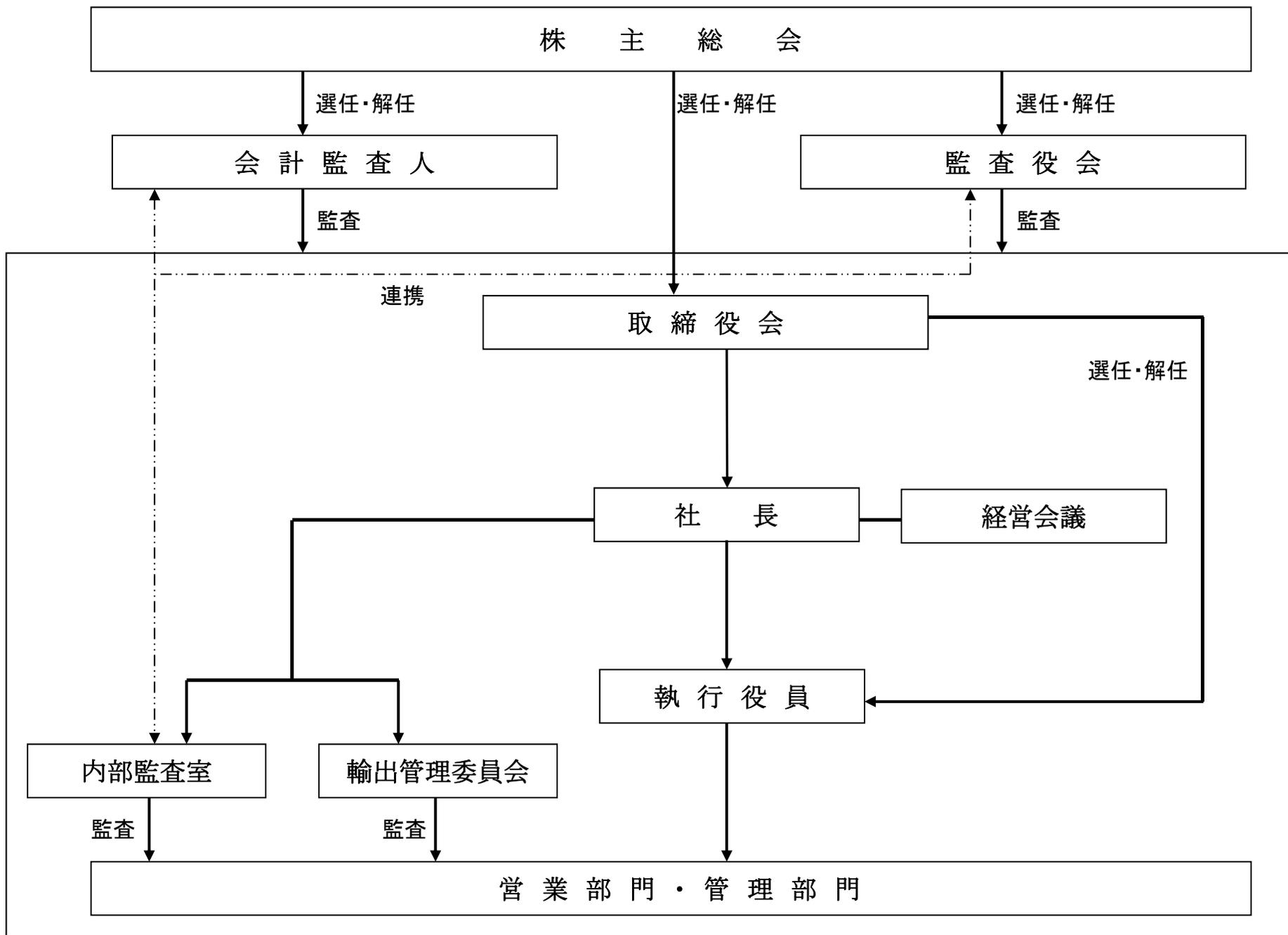
重要事実が発生した場合には、当該事実が発生した部門長および子会社等の代表者などから速やかに情報取扱責任者へ情報が集約されます。発生した事実については、情報取扱責任者が東京証券取引所の適時開示規則等に基づき、適時開示が必要と判断した場合には、速やかに開示を行っております。

3) 決算に関する情報

決算に関する情報については、経理部が中心に決算書類を作成し、会計監査人および監査役会による監査を受けた後、決算に関する取締役会において承認を得て、取締役会開催当日に開示しております。

(3) 適時開示体制の概要図は添付(適時開示体制図)のとおりであります。

(コーポレート・ガバナンス体制図)



(適時開示体制図)

